

史跡筑後国府跡整備基本計画

令和8年（2026）3月

久留米市教育委員会

史跡筑後国府跡整備基本計画

令和8年（2026）3月

久留米市教育委員会

序

久留米市は、筑後川により形成された筑紫平野の中央に位置し、交通の要衝として発展してきました。筑後川の水や耳納山地の緑など豊かな自然にも恵まれ、人々は古来より多くの歴史を紡ぎ、文化を創造してきました。

中でも奈良・平安時代には筑後国を統括する国府が置かれ、筑後国の中心地としての地位を占め、現在の久留米市発展の礎となりました。

筑後国府跡の発掘調査は、昭和36年(1961)に九州大学考古学教室によって始まり、昭和47年(1972)からは久留米市教育委員会が主体となって実施しています。長年の調査・研究は、それまでの国府のイメージを変え、その実態を明らかにしてきました。その成果によって、平成8年(1996)に国史跡に指定され、さらに3度の追加指定がなされています。

久留米市では、この貴重な歴史遺産である筑後国府跡を、将来にわたって確実に保存し継承していくため、基本的な考え方を示した『史跡筑後国府跡保存活用計画』を令和元年度に策定しました。今回策定した『史跡筑後国府跡整備基本計画』は、保存活用計画に基づき史跡筑後国府跡の保存・活用の方針や具体的な方策を示したものです。

協議した筑後国府跡の調査・研究を継続しつつ、地域・市民・行政が連携しながら、ともに保存管理を充実し、活用・整備の具体化を図り、本市のまちづくりにとって重要な歴史遺産として活かして参ります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、筑後国府跡の調査から保存に対し、深いご理解とご協力、貴重なご意見をいただきました地域住民や市民の皆様、ならびにご助言やご協力を賜りました史跡筑後国府跡整備指導委員会、文化庁、福岡県教育庁教育総務部文化財保護課、九州歴史資料館の関係各位に対し、心から感謝申し上げます。

令和8年3月31日

久留米市教育委員会

教育長 井上謙介

例 言

1. 『史跡筑後国府跡整備基本計画』は、久留米市教育委員会が令和5～7年度の3か年で策定した。
2. 本計画の策定は久留米市教育委員会が事業主体となり、久留米市市民文化部文化財保護課が行った。策定にあたっては、史跡筑後国府跡整備指導委員会、文化庁文化資源活用課、福岡県教育庁文化財保護課、九州歴史資料館の指導・助言のもと、国庫補助事業（令和6・7年度の歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業）として実施した。
3. 本事業の実施にあたっては、史跡筑後国府跡整備指導委員会を設置し、事務局は久留米市市民文化部文化財保護課が担当した。
4. 本計画の執筆・編集は、史跡筑後国府跡整備指導委員会において協議・検討した内容をもとに、株式会社都市環境研究所九州事務所の支援を受け、事務局が行った。

5. 本計画に関する主な学術用語は下記の通りである。

国 府 古代日本の律令国家が国ごとに設置した地域支配の政治的拠点。

官 衙 古代における役所の総称。

政庁（国庁） 国府の中核施設。儀式・饗宴または政務の場として機能した。久留米市合川町周辺では政庁が三度移転したことが判明している。各政庁を成立順にⅠ期政庁からⅣ期政庁と呼称する。詳細は次の通りである。国庁は国府政庁の略。

名 称	所 在 地 区	時 期
Ⅰ期政庁	字古宮周辺	7世紀末頃から8世紀中頃
Ⅱ期政庁	字阿弥陀周辺	8世紀中頃から10世紀中頃
Ⅲ期政庁	字朝妻周辺	10世紀中頃から11世紀後半
Ⅳ期政庁	字横道周辺	11世紀後半から12世紀後半

前 身 官 衙 筑後国府の前身となる官衙で、7世紀中頃に成立したと考えられる。7世紀末頃の筑後国成立に伴い、国府成立の前提となった。

曹 司 政庁の周囲に設けられた国の行政事務や維持・管理・運営に関わる役所群。

国 衙 政庁とその周辺に造営された曹司群を含む範囲。

国 司 館 国府の長官である国司の屋敷。筑後国府跡では9世紀中頃～後半の国司館跡が発見された。

国 府 域 国府に従事する人々の住まい等を包括した範囲。

6. 本文中の写真はすべて市文化財保護課の撮影による。そのほかの図などについては本文中に出典を明記した。
7. 本計画は、令和7年12月時点のものである。

目次

I 章 史跡筑後国府跡整備基本計画について	1
1. 計画策定の経緯	
2. 計画策定の目的	
3. 計画の対象範囲	
4. 計画期間	
5. 策定体制と事業の経過	
(1) 策定体制	
(2) 事業の経過	
6. 関連計画と関連法令	
(1) 関連計画	
(2) 関連法令	
II 章 計画地の現状と環境	12
1. 地理・自然環境	
(1) 久留米市の位置と概要	
(2) 自然環境	
2. 歴史的環境	
(1) 歴史の変遷	
(2) 主要な遺跡の分布	
3. 市民意向	
(1) 住民説明会の概要	
(2) アンケート結果の概要	
III 章 史跡の概要と整備の課題	23
1. 史跡の概要	
(1) 発掘調査の成果	
(2) 指定に至る経緯	
2. 指定説明と史跡指定地の状況	
(1) 指定告示	
(2) 史跡指定地の概要	
3. 筑後国府跡の価値と構成要素	
(1) 筑後国府跡の価値	
(2) 構成要素	
4. 整備に向けた課題の整理	
(1) 課題の分析	
(2) 課題の整理	

IV章 整備の基本理念と基本方針..... 67

1. 整備の基本理念
2. 整備の基本方針

V章 整備基本計画..... 69

1. 全体計画
 - (1) 保存のための整備
 - (2) 活用のための整備
 - (3) 筑後国府跡とその周辺に所在する歴史遺産等を一体的に活用する整備
2. 区域別計画
 - (1) 区域区分
 - (2) 区域別の整備方針
3. 遺構保存・地形造成計画
 - (1) 遺構の保護層を確保する盛土
 - (2) 地形の回復
 - (3) 法面の保護
 - (4) 雨水排水の処理
4. 遺構表現に関する計画
 - (1) 遺構の表現の主たる対象
 - (2) 遺構の表現
5. 修景・植栽計画
 - (1) 修景計画
 - (2) 植栽計画
6. 動線整備計画
 - (1) 主な整備対象範囲をつなぐ回遊動線
 - (2) ゾーン内の見学動線
 - (3) 周辺に所在する歴史遺産等をつなぐ動線
7. 案内・解説施設整備計画
 - (1) 総合案内板
 - (2) 遺構説明板・名称板
 - (3) 誘導サイン
8. 管理・便益施設整備計画
 - (1) 休憩施設
 - (2) 多目的広場
 - (3) トイレ
 - (4) 倉庫
 - (5) 照明・電気設備
 - (6) 給水設備
 - (7) 標識

- (8) 史跡説明板
- (9) 境界標・柵・車止め
- (10) 防犯設備・注意札

9. 調査計画

- (1) 発掘調査
- (2) 学術資料等の調査
- (3) 測量
- (4) 排水に関する調査
- (5) 景観に関する調査

10. 公開・活用計画

- (1) 体験イベント・学習などへの活用
- (2) 文化的活動への活用
- (3) まちづくり・にぎわいづくりへの活用
- (4) 周辺の歴史遺産や文化施設等をめぐる周遊コースの設定と一体的な活用
- (5) 筑後国府跡の周知

11. 管理運営計画

- (1) 管理運営の体制
- (2) 恒常的な維持管理
- (3) 災害時における対応

VI章 事業計画 107

1. 事業スケジュール

- (1) 前期整備（令和 8～13 年度）
- (2) 後期整備（令和 14 年度～17 年度）
- (3) 継続的な事業

2. 計画の推進と連携体制づくり

- (1) 情報発信による理解者・協力者の確保
- (2) 関係部局、関係機関との連携
- (3) 地域住民や市民団体との連携

3. 今後の課題

- (1) 進捗管理と計画の見直し
- (2) 土地の公有化
- (3) 史跡の追加指定
- (4) 事業費の確保

巻末資料 111

1. 完成予想パース

